

令和2年広審第33号

裁 決

引船A引船列遊漁船C衝突事件

受 審 人 a 1

職 名 A甲板員

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 c

職 名 C船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人cの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人a1を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年11月7日16時10分

広島県田島東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 引船A

台船B

総 ト ン 数 19トン
登 録 長 14.50メートル 50.00メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 559キロワット
船 種 船 名 遊漁船C
総 ト ン 数 4.9トン
登 録 長 11.61メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 421キロワット

3 事実の経過

Aは、船体前部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、左舷側にレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備した鋼製引船で、船長a2及びa1受審人が乗り組み、船首0.8メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、無人で鋼材459.8トンを積載し、船首尾とも1.0メートルの等喫水となった非自航鋼製台船Bを船尾に引き、Aの船尾からBの後端までの距離が約75メートルの引船列（以下「A引船列」という。）を構成し、令和元年11月7日10時35分岡山県水島港を発し、愛媛県今治港に向かった。

a1受審人は、13時50分白石瀬戸を通過したところで昇橋し、前直のa2船長から引き継ぎ、単独の船橋当直に就いて福山港南方沖合を西行し、15時30分箱崎港箱崎一文字防波堤南灯台（以下「箱崎防波堤灯台」という。）から083.5度（真方位、以下同じ。）2.3海里の地点で、針路を242度に定め、4.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）とし、1海里レンジとしたレーダー及びGPSプロッターを作動させ、舵輪の後方に立って自動操舵で進行した。

16時08分a1受審人は、箱崎防波堤灯台から185度1.0海

里の地点に達したとき、左舷船尾1度1,090メートルのところに、Cを認め、その後同船が自船引船列を追い越し、衝突のおそれがある態勢で接近したが、船尾方から接近するCがいずれ自船引船列の進路を避けるものと思い、Cに対する動静監視を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a1受審人は、警告信号を行わず、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとらないまま続航し、16時10分少し前CがBの船尾至近に迫っていることに気付いたものの、どうすることもできず、16時10分箱崎防波堤灯台から191度1.1海里の地点において、A引船列は、原針路及び原速力のまま、Bの船尾部にCの船首部が後方から1度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の西南西風が吹き、視界は良好で、潮候は上げ潮の中央期であった。

a2船長は、a1受審人から報告を受けて急いで昇橋し、衝突の事実を知って事後の措置に当たった。

また、Cは、船体のほぼ中央に操舵室を配し、同室の右舷前部に舵輪、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備し、その後方に操縦席を設けたFRP製遊漁船で、c受審人が1人で乗り組み、同日06時00分から15時00分までの間釣り客を乗船させ、備讃瀬戸で遊漁を行い、水島港で釣り客を下船させたのち、帰航の目的で、船首0.7メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、15時15分同港を発し、広島県横田漁港に向かった。

c受審人は、0.5海里レンジとしたレーダー及びGPSプロッターを作動させ、操縦席に腰掛けて操船に当たり、白石瀬戸を通過したのち福山港を西行し、15時53分半箱崎防波堤灯台から072度5.4海里の地点で、針路を243度に定め、22.0ノットの速力と

し、自動操舵で進行した。

15時59分c受審人は、箱崎防波堤灯台から077度3.5海里の地点に達し、周囲に航行の支障となる他船を見かけなかったことから、気が緩んで眠気を催したが、あと少しで帰港できるので、それまで眠気を我慢できるものと思い、操縦席から立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらずに続航した。

c受審人は、同じ姿勢を続けるうち、やがて居眠りに陥り、16時08分箱崎防波堤灯台から149度1,590メートルの地点に至ったとき、右舷船首1度1,090メートルのところにA引船列を視認することができ、その後同引船列を追い越し、衝突のおそれがある態勢で接近したものの、居眠りに陥っていてこのことに気付かず、A引船列を確実に追い越し、かつ、十分に遠ざかるまでその進路を避けることなく続航し、Cは、原針路及び原速力のまま前示のとおり衝突した。

衝突の結果、A引船列は、Bの船尾部外板に擦過傷を生じ、Cは、船首部に圧壊を生じ、広島県尾道糸崎港第1区に向けてえい航中に沈没し、その後廃船処理され、c受審人が、右環指挫創、左膝擦過創及び左肋軟骨骨折を負った。

(航法の適用)

本件は、田島東方沖合において、ともに西行中のA引船列とCとが衝突したもので、衝突地点付近は、海上交通安全法第1条第2項の規定により同法適用除外海域に当たることから、一般法である海上衝突予防法(以下「予防法」という。)が適用される。

本件時、両船は互いに視野の内であり、CがA引船列を追い越す態勢で接近したもので、付近には航行の支障となる他船や障害物は存在せず、

Cが避航義務を，A引船列が針路及び速力の保持，警告信号並びに協力動作履行の各義務を果たすのに十分な時間的，距離的余裕があったものと認められることから，本件は，予防法第13条によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は，田島東方沖合において，A引船列を追い越すCが，居眠り運航の防止措置が不十分で，A引船列を確実に追い越し，かつ，十分に遠ざかるまでその進路を避けなかったことによって発生したが，A引船列が，動静監視不十分で，警告信号を行わず，衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

c受審人は，田島東方沖合において，横田漁港に向けて西行中，周囲に航行の支障となる他船を見かけなかったことから，気が緩んで眠気を催した場合，居眠り運航とならないよう，操縦席から立ち上がって外気に当たるなど，居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに，同人は，あと少しで帰港できるので，それまで眠気を我慢できるものと思い，居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により，居眠りに陥り，A引船列を追い越し，衝突のおそれがある態勢で接近していることに気付かず，同引船列を確実に追い越し，かつ，十分に遠ざかるまでその進路を避けないまま進行してA引船列との衝突を招き，B及びCそれぞれに損傷を生じさせ，自らも負傷するに至った。

以上のc受審人の行為に対しては，海難審判法第3条の規定により，同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

a 1受審人は，田島東方沖合において，今治港に向けて西行中，後方

から接近するCを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船尾方から接近するCがいずれ自船引船列の進路を避けるものと思ひ、Cに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が、自船引船列を追い越し、衝突のおそれがある態勢で接近していることに気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行して同船との衝突を招き、B及びCそれぞれに損傷を生じさせ、c受審人を負傷させるに至った。

以上のa1受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年2月24日

広島地方海難審判所

審判官 藤岡善計